

# Marriage migration to Australia :

## interviews with Japanese women permanent visa applicants through cross-national marriage

Takeshi Hamano

*Research Fellow, Graduate School of Letters, Kyoto University*

### Abstract

The purpose of this article is to understand the general characteristics of contemporary Japanese migration to Australia by focusing on the increase in women marriage migration to Australia. The first half of this paper discusses the latest demographic aspects of Japanese permanent visa applicants to Australia. It points out the increase in the number of Japanese women marriage migrants, whose permanent migration is a result of cross-national marriage with Australian citizens (including Australian permanent visa holders). It concludes that this particular group of women marriage migrants characterize contemporary Japanese migration to Australia. It also makes clear that there is a striking gender imbalance among the Japanese community in Australia. Next, this paper offers a detailed investigation of the process in which these Japanese women apply for an Australian permanent visa through cross-national marriage. After the classification of several types of relevant Australian permanent visa under the scheme of partner migration, it explains how Australian migration policy technically recognizes several patterns of marital relationships, including those that are *de-facto*. To exemplify this, this article, through an examination of the list of actual documents formally submitted by ex-Japanese visa applicant, reveals what types of 'evidence' is necessary to authorize the marital relationship between the applicant and Australian partner for migration. Furthermore, based on interviews with former Japanese women applicants, this paper argues that, in the Australian migration scheme, marital partnership is, in fact, strictly normalized, while it tends to cause a psychological conflict with the Australian partner who seeks to maintain a suitable form of marital relationship. Finally, this article calls for a question of still normalized marital relationship to migrant, while its perception is becoming more tolerant in the domestic society.

# オーストラリアへの婚姻移住

——国際結婚による永住ビザ申請者数の把握と  
日本人女性婚姻移住者への個別インタビュー事例から——

濱 野 健

京都大学大学院文学研究科

## 1. 日本からのオーストラリア移住：今日の特徴

海外在留邦人（海外に住む日本国籍保持者）の分布について、外務省の「海外在留邦人統計」は、これまで日系人の集中していた南米の人口が減少する一方、世界各地で人口増が見られると報告している。平成 21 年度（2009 年度）の海外在留邦人統計では、1 ページにわたるコラムを掲載し、在留邦人人口（あるいは日本人人口）、特にオーストラリアでの人口増加について報告している。コラムでは、「永住者の増加は、国際結婚が増えていることが主たる要因と見られる」（外務省、2009, p.9）と、国際結婚による移住者、いわゆる「婚姻移住」の増加に注目している。では、こうした婚姻移住により人口増加を示しているオーストラリアの在留邦人は、具体的にはどのような特徴を示しているのだろうか。オーストラリア移民省（Department of Immigration, DIAC）が統計局のデータをまとめた資料（DIAC, 2008）を参照すると、2006 年の国勢調査では在オーストラリアの日本人は 30,780 人と記録されている（この数値は独自の調査方法を採用しているため、外務省の邦人統計とは異なる数値となっている）。2001 年の前回の国勢調査と比較すると、この 5 年間で人口は 20.8% 増加した。地域別にみた人口の割合ではニューサウスウェールズ州（NSW）が最も多い 11,160 人、次にクイーンズランド州（QLD）の 8,590 人、そしてヴィクトリア州（VIC）の 5,780 人と西オーストラリア州（WA）の 3,030 人であった。

同調査では、国内の日本人人口の内 17.4% が 1996 年から 2000 年の間にオーストラリアに入国したと回答している。オーストラリアの市民権の取得率については、全日本人人口の僅か 20.6% に過ぎなかった。対照的に、オーストラリア国内の海外生まれ人口におけるオーストラリア市民権の取得率は 75.6% であった。オーストラリア移民省は、このデータを算出するにあたり短期滞在者（旅行者や留学生などオーストラリアに永住する意思のない人またそのための短期滞在ビザを保持している人）を除外したとしている。この数字は、両親のいずれかあるいは両方が日本人永住者である、日系 2 世の子どもたちも含まれると推定さ

れる。そうであったとしても、日本人人口におけるオーストラリア市民権の取得率は低い。

この理由について、筆者が実施した過去の調査 (Hamano, 2010) によれば、日本人永住者がオーストラリア市民権を取得しないもっとも大きな理由は、日本の国籍法では「二重国籍」が認められておらず、仮にオーストラリア国籍を取得した場合日本国籍を放棄しなければいけない可能性があることであった。このことは、こうした日本人永住者の多くが、実際に行動に移すかはともかく、将来的に日本に帰国する可能性を保持したままオーストラリアに永住している「一時滞在者 (sojourner)」(Mizukami, 2006) あるいは、二か国以上を自分の生活圏としている「トランスナショナルな移住者 (transnational migrant)」(Hamano, 2010) である可能性を示唆する。また、オーストラリアの永住ビザは、社会保障に関してオーストラリア市民とほぼ同等の権利を保障しているために、あえてオーストラリア市民権を取得する必要がないという回答も多かった。

2006年の時点で、オーストラリア国内の日本人人口の男女比は男性 (males) が 10,360 人 (33.7%)、女性 (females) が 20,410 人 (66.3%) であった。この男女比はおおよそ 1:2 であり、オーストラリア国内の日本人人口には男女比において著しい差がある。オーストラリア国内の日本人人口についてさらに見ると、性別と世代別で区分したコホート別では、一番大きいのは 30 代の女性たち、ついで 20 代の女性たちであった。こうした男女差は、日本在住者の入国 (永住ビザ申請) パターンも大きく影響していると考えられる。2006年の国勢調査に記載された「家庭で主に使用する言語」という質問に対する結果では、17.4%の回答者が家庭で英語を話すと言っている。このことが示唆するのは、家庭内で英語を話すと言った日本人の配偶者や家族が現地出身である、あるいは日本人ではない家族や配偶者を持っていることである。このことと、日本人人口の著しい男女差を関連させて検討すると、オーストラリアの日本人人口に占める国際結婚をした女性、すなわち女性の婚姻移住者の占める割合が決して少なくはないことを支持するといえる。

そこで本論では、今日の日本人オーストラリア移住者の中でもいわゆる「家族移住」(family migration) に焦点を当て、そこから国際結婚による日本人女性の婚姻移住者の増加傾向を統計的に把握し、そして彼女たちの永住ビザ申請過程を、インタビューを通して検証することを目的とする。なお、「婚姻移住」とは、法的な婚姻関係はもちろん、事実婚や婚約者としてパートナーの居住国へと移住することを指す。はじめに、近年のオーストラリアへの永住ビザ申請者における日本人 (日本で生まれて、その後オーストラリアへの永住ビザを申請した人々) の特徴について、質的・量的な側面から検討する。オーストラリアにおける日本人永住者の数は、全人口からみた場合決して多いとはいえないが、配偶者ビザによる永住者数は、他の出身国の申請者のそれと比べても比較的多い。その上で、他国からの申請者や

---

1) 濱野 (2011) を参照。

永住ビザ申請における異なるプログラムのデータを比較することで、現代の日本人のオーストラリア移住の特殊性を明らかにする。後半は実際に婚姻移住者としてオーストラリアで「配偶者ビザ」を申請した日本人女性たちからのインタビューの内容を分析する。移住の動機、そのために必要とされた条件、そして申請のための具体的な手続きを詳細に分析することで、日本人女性の婚姻移住者の統計的な状況に加え、入国から移住までのプロセスを具体的に明らかにする。こうした状況を描くのみならず、配偶者ビザの申請課程におけるアセスメントや、申請者たちが共通して取り組んだ課題や、そこで生じたオーストラリア人配偶者との交渉についても論じる。オーストラリアでは、「婚姻」は従来の法的な制度を超え、事実婚関係の社会的認知などを通して、その関係はより私的で親密なものとなっている。しかし、外国人は、その夫婦関係がある規範的な条件を満たす限りにおいてのみ、配偶者ビザの申請が受理される。このことは、当然ながらこうした「外国人」としての立場を理解しがたいオーストラリア人パートナー（ビザのスポンサー）と、日本人の配偶者ビザ申請者との間に、理想的な関係のあり方を巡って軋轢を起こす。このことは、異なる市民権（国籍）を有する二者にとって、二人の私的な関係が公的な制度の承認によってのみ維持されうるのか、という問題を提起する。

本論でもちいたデータは、りそなアジア・オセアニア財団によりうけた「平成 22 年度国際交流活動助成」にもとづく調査結果である。調査は、2010 年の 4 月から 8 月までは主に国内での文献収集とその分析を調査活動の中心とし、シドニーでの第一回調査（8 月 16 日より 9 月 9 日まで）を実施した。2 回目の現地調査（9 月 26 日から 11 月 11 日）では、こうした文献資料の収集に加え、現地で婚姻移住により永住ビザを申請した経験を持つ日本人女性 4 名にコンタクトをとり、個別インタビューを実施した。2011 年 6 月に、連絡が取れた協力者に限りその後のビザの申請状況や取得状況に関してのフォローアップ調査を実施した。それに遡ること 2006 年 11 月より 2009 年 9 月までの間、筆者はシドニーを中心として、現在のオーストラリアへの日本人女性の婚姻移住についての長期間の現地調査を実施している（Hamano 2011）。そこでは、日本人女性移住者たちが現地で組織するマザーズグループなどでの定期的な参与観察および、現地在住の日本人女性への個別のインタビューを 30 名近く実施している。この中には、本論で調査対象とする「婚姻移住者」が大半を占めた。こうした先行研究の成果については、今回の調査のために実施した少ないサンプルからのデータを補うために随時参照するが、頻繁に更新・改訂されるオーストラリアの移民政策や移民法の最新の状況を分析対象とするために、実数としては少ないながらも、本論では調査当時の 2010 年の時点で過去 2 年以内に配偶者ビザの申請を実施した 4 名の協力者から得られたデータを中心に分析する。

## 2. 「家族移住ストリーム」(Family Migration Stream) における移住者の状況

オーストラリアで永住ビザを申請する場合、申請者は条件によって様々なカテゴリーに区分される。こうしたカテゴリー毎に、それぞれの個別な条件が課され、さらに条件を点数化したポイント制度によって指定された点数を満たすことが申請の条件となっている。DIACでは、国内の経済状況やグローバルな政治情勢に沿って年間移民受け入れ割当数が毎年公表される。移民省によれば、「(移民政策については)、社会的、経済的、人道的そして環境問題を考慮した上でのバランスがはかられている」と言及されている(DIAC, 2007 b)。2010-11年度には、一般移住プログラムでは168,700名、難民・人道支援プログラムでは13,750名に永住ビザが発給される予定であった。この二つのプログラムの違いについて、以下説明する。

難民・人道的プログラム(Humanitarian Program)の対象者は(1)オーストラリア国内に既に滞在しており、「難民条約」に基づいてオーストラリア国内での保護が必要と判断された人々および(2)海外在住の人々でオーストラリア国内での保護が必要と判断された人々である(DIAC, 2009)。このカテゴリーに含まれるのは、国連難民高等事務所(UNHCR)などにより「難民」(refugee)と定義される人々に加え、「特別人道支援プログラム」(Special Humanitarian Program, SHP)という特別なカテゴリーが適用される。このカテゴリーには家族が既にオーストラリア市民権あるいは永住権(NZ市民権含む)を保持しており、自国で人権侵害を被っている人々を対象としたものである。すなわち、このSHPカテゴリーは、難民としての家族呼び寄せを行うために用意されているといえる。

これに対し、一般移住プログラム(Migration Program)での申請は、個人のスキルあるいはオーストラリア市民との家族関係などで永住ビザを申請する場合となる。このプログラムは、更に三つに区分されており、オーストラリア市民の支援(こうした永住ビザ申請者を支援する(保証する)オーストラリア市民は公式には「スポンサー」(sponsor)とよばれるを受けて永住ビザを申請する「家族移住ストリーム(Family Migration Stream)」)、他方で個人の資格や資産などを条件に永住ビザを申請する「技術者移住ストリーム(Skilled Migration Stream)」、および「その他(Others)」の計三つのストリームとなっている。このプログラムも、オーストラリア国内の経済・政治・社会情勢などによってそれぞれの三つのストリームの年間割当数が更新される。2010-11年度の割り当ては以下であった(DIAC, 同掲)。

家族移住ストリーム	54,550名
技術者移住ストリーム	113,850名
その他特別な事情によるもの	300名

一般移住プログラムの具体的な枠組みについては、(オーストラリア市民・永住者等の)

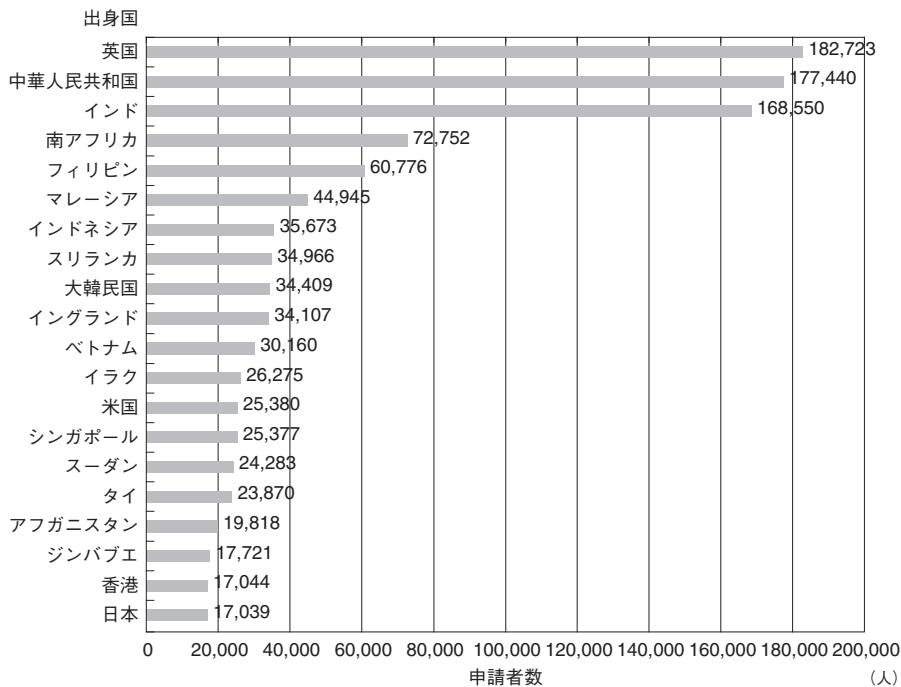


図1 永住ビザ申請者総数上位20か国（出典：DIAC, 2011 b）

パートナーや子ども、そして雇用者による推薦や他の諸々の職業技能などによって細分化されている。

以下、オーストラリアへの永住ビザ申請者数について検討する。本節で用いるデータは、DIAC が提供するサービスである「移住状況報告 (Settlement Reporting)」から抽出したものである。DIAC は、国内の政治的・経済的状況をこまめに反映させ、移民政策の様々な側面を頻繁に更新している。今回のデータ抽出にあたっては、永住ビザの 카테고리や出身国、申請者の性別だけでなく、365日を一区切りとして各年毎にデータを区切り、それぞれの時系列的变化を比較する形を採った。今回は調査機関（2010年4月～2011年3月）の中でも最新のデータを抽出することを目的とし、2001年の1月1日から2010年の12月31日までの過去10年間のデータを参照する。

はじめに、図1の永住ビザ申請者の総数上位国から検討する。この図では、カテゴリーの如何に関わらず、永住ビザが申請された件数をまとめてグラフ化したものである。全カテゴリーを対象とした永住ビザ申請数では、英国（182,723名、ただしイングランド出身者だけは個別のデータとして再掲されている）・中国（177,440名）およびインド（168,550名）からの申請者数が圧倒的多数を占め、上位にランクインしている。近年はアジア、特に中国やインドから永住者の増加が著しい。また、上位10か国に限定しても、アジアからの移住者が現在のオーストラリアの移民の大多数を占めていることが明らかである。この上位国の中

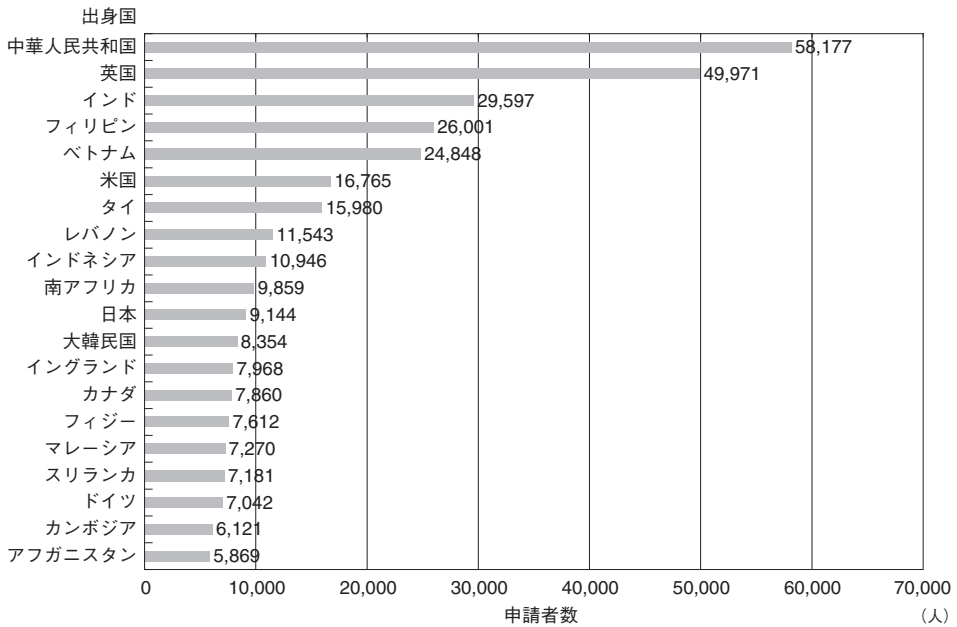


図2 家族移住ストリームビザ申請者数上位20か国（出典：DIAC, 2011 b）

では、こうした一般移住プログラムだけではなく、難民・人道支援プログラムによる移住者も含まれている。自発的な移住者に加え、こうした難民としての永住者もまた現在の移住者の多くを占めている。この上位出身国の中で、日本からの移住者が20番目に大きなグループとなっていることに注目したい。日本人の海外移住はまだまだ小規模である、あるいはそれほど大きな社会現象として取り上げられることが少ない。だが統計的にみれば日本人もまた比較的規模の大きな移民グループの一つとして認識する必要がある。また、米国や大韓民国を含め、日本など先進国からの移民の数が決して少なくないことも、オーストラリア全体の今日の移民傾向として記載しておく必要があると考える。

図2は家族移住ストリームのみ限定した場合の永住ビザ申請者数上位国である。この図では依然として上位トップ3を中・英・印の出身者が占めている。一番数が多いのは中国出身者（58,177名）となっている。しかし、それ以降の出身国については図1とはやや異なる。ここで注目しておきたいのは日本からの申請者（9,144名）である。先ほどの全カテゴリーを含む永住ビザ申請者数では20位であった日本人が、この家族移住ストリームに限定した統計において11位までに上昇している。このことは、日本人永住者は家族移住ストリームによる永住ビザ申請者が多いということを示唆する。この特徴については、次節にて更に検討する。

一般移住プログラムのもう一つのカテゴリーである、技術者移住ストリームの統計データはどのような値を示しているのだろうか。図3は技術者移住ストリームのみ限定した永住

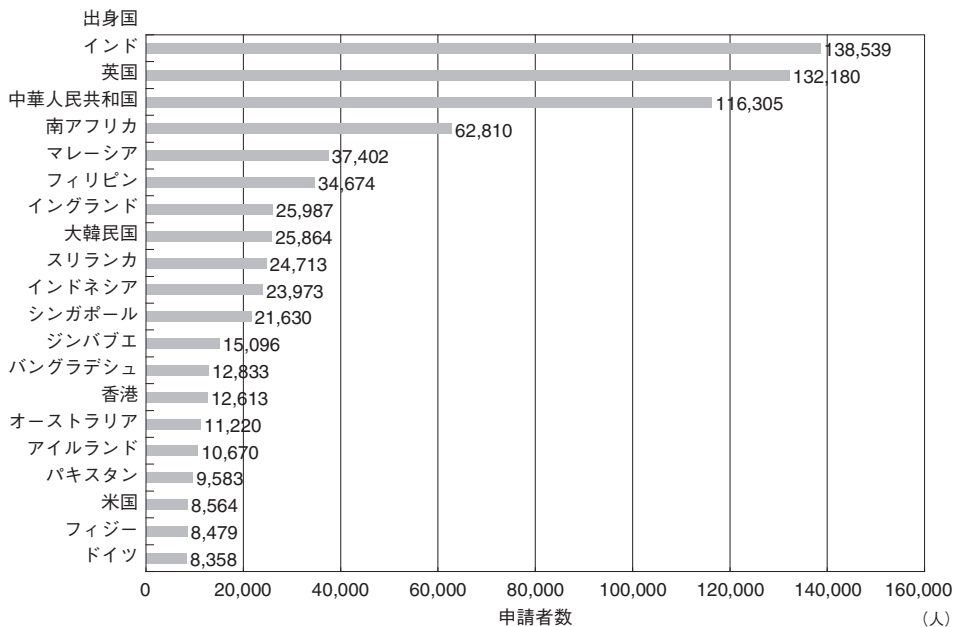


図3 技術移住ストリームビザ申請者数上位20か国（出典：DIAC, 2011）

ビザの申請者数を出身国別に表したものである。申請者数が最も多いのはインド（138,539名）であった。しかし、その後英国（132,180名）・中国（116,306名）と続き、上位三か国に特に変化は見られなかった。また、先ほどの二つの図と比較しても、上位にランクインした出身国にそれほど大きな変化は見られない。だが、日本人は家族移住ストリームでの永住申請が多数を占めるため、この技術者移住ストリームでは上位20か国に含まれていない。タイやベトナム、レバノンなどもこの図に表れていないことから、これらの国の出身者も日本人同様、家族移住ストリームによる永住ビザの申請が多数を占めていることが予想される。

最後に、家族移住ストリームの中でも、本論で注目する（事実婚・婚約を含む）配偶者ビザ申請数を比較する<sup>2)</sup>。図4では、女性申請者数が男性のそれよりも多い国は全て米国を除いて、アジア諸国である。中でも、東南アジア諸国に加え日本が含まれている点は興味深い。このように、日本からのオーストラリア永住者（男性930名、女性7,723名）は、他のアジア諸国とは異なる移住傾向を示している。また、日本人の永住ビザ申請者数を、図2での「家族移住ストリーム」全体の総数（9,144名）と比べると、その内訳の大半が図4にあるような女性を中心とした「婚姻移住者」（7,223名）であることが明らかになる。

現代のオーストラリアにおける日本人永住者の特徴をみると、家族移住、とりわけ現地配

2) 婚約者を含む配偶者ビザのサブクラスについては表1を参照。



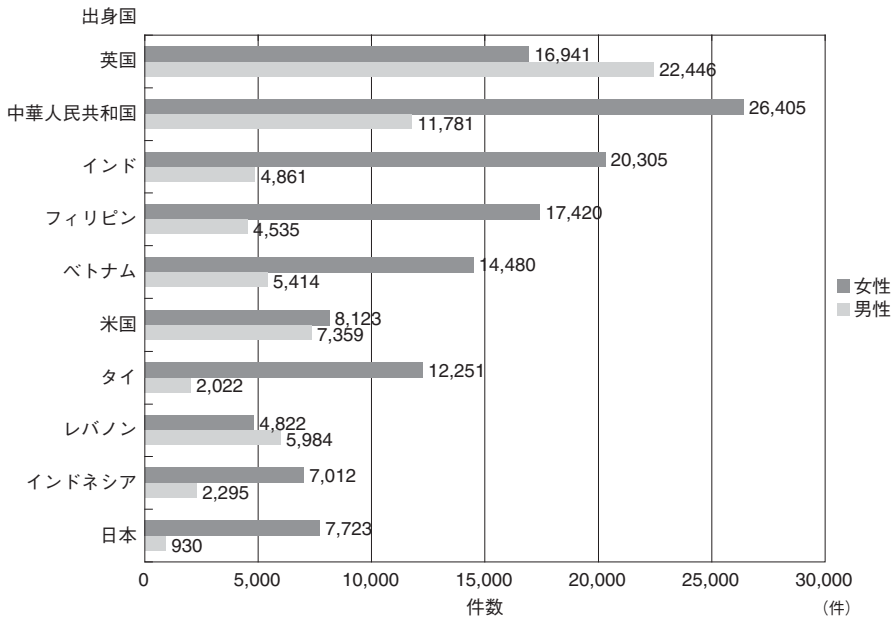


図4 配偶者ビザ申請件数上位10カ国（出典：DIAC, 2011 b）

偶者との国際結婚を通じた「婚姻移住」（marriage migration）が相当数を占めている。先ほ  
ど言及した外務省の2009年度版の海外在留邦人に関する報告書の中でも言及されていたと  
おり、こうした日本人女性の婚姻移住がオーストラリアの日系コミュニティの質と量のいず  
れをも大きく変化させている（Funaki, 2010；濱野, 2011；Hamano, 2011）。また、国際結婚  
を通じた日本人女性永住者の増加は、近年の急激な邦人人口の増加に影響を与えていること  
をオーストラリアでの国勢調査も記録している。では、こうした日本人女性たちが婚姻移住  
によって永住者となっていくプロセスは、どのような手続きに沿って進められていくのだろ  
うか。そして結婚や夫婦関係といった、二人の「私的」な関係の成立が海外移住へとつなが  
ると、国境を越えて成立する夫婦の関係にどのような「公的」な条件が課せられるのだら  
うか。以下、こうした点について、近年オーストラリアにおいて婚姻移住者として永住ビザを  
申請した日本人女性たちの経験を参照しながら分析する。

### 3. 婚姻移住と配偶者ビザの取得：日本人女性たちの申請手続き

本節では、オーストラリアへの婚姻移住の手続きとその過程について論じる。既に紹介し  
たように、オーストラリア市民の配偶者として永住ビザ（配偶者ビザ）を申請する場合、婚  
姻移住は通常の「技術者移住ストリーム」（Skilled Migration Stream）とは別の「家族移住ス  
トリーム」（Family Migration Stream）に含まれる。また、近年のオーストラリア国内でのリ

表1 婚姻移住のカテゴリーとビザのタイプ

カテゴリー	ビザのタイプ
婚姻関係 Married (de jure) relationship	Temporary visa (subclass 820, 309) and permanent visa (801.100)
事実婚関係 (同性のパートナー含む) De fact partner relationship (including a same-sex relationship)	Temporary visa (subclass 820, 309) and permanent visa (801.100)
婚姻予定 (婚約者) Intended marriage (fiancée)	Prospected marriage visa (subclass 300)

(出典：DIAC, 2010 b, p.7)

ベラルな夫婦関係のあり方を反映し、婚姻移住の条件には正式な婚姻関係 (de jure) のカップルだけではなく、いわゆる事実婚関係 (de fact) も含まれる。この場合婚姻関係にあるカップルとは、オーストラリアの国内で婚姻届を提出している場合に限られる。また、海外から婚姻移住を申請する場合は、オーストラリア国内での正式な婚姻を前提とした上での申請も可能となっている。このように主に三つのパターンからなるオーストラリアへの婚姻移住は、ビザのサブクラスにおいて表1のように分類される。

移民省は、家族移住ストリーム内での永住ビザ申請に対し、特定のサブクラス内でのビザ申請を優先的に (priority) 扱うとしている (DIAC, 2007 a)。移民省が毎年定める定数の対象外と見なされ、書類審査が優先して実施される (審査期間が短縮される) 対象の一つが配偶者ビザである。配偶者ビザ申請手続きは、二年間限定のビザ (temporary) と、その後も夫婦関係が維持できた場合に申請可能な無期限のビザ (permanent) の二段階に別れている。正規の婚姻関係 (de jure) であっても、事実婚関係 (de fact) であっても申請可能である。事実婚関係が成立するのは、原則として同居して一年以上が経つことや、共同名義での口座を所有することなどで認知される。さらに、国内 (onshore) あるいは国外 (offshore) で申請した場合、申請するビザのサブクラスがそれぞれ異なる。国内で申請した場合はサブクラス 820 から 801 へ、国外で申請した場合は 309 から 100 と移行する。また、婚約者として国外で配偶者ビザを申請する場合は、サブクラス 300 での申請となる。これらの配偶者ビザ同様、オーストラリア市民の子どもが永住ビザを申請する場合 (サブクラス 101, 802, 445, 117, 102 など) も手続きが優先的に実施される。しかし、同じ家族移住ストリームのカテゴリーでも、「正式」なパートナーではなく、結婚予定あるいは婚約者としての申請 (サブクラス 300) や「その他の家族」のサブクラスでの申請は、定数制限や書類審査が次年度への持ち越しの対象となるという差別化がはかられている。

こうした手続きの具体的なプロセスについて、筆者が調査を実施した 2010 年直前に実際に手続きを終えた (あるいは準備中の) 日本人 (日本国出身) の女性たちへインタビューを実施した。いずれもシドニーに居住し、年齢は 20 代後半から 30 代前半であった。永住ビザ

のサブクラスあるいは申請の段階はそれぞれが異なるが、いずれも過去数年の間でオーストラリアを訪れ、現地配偶者のサポート（彼女らはビザの手続き書類上「スポンサー」(sponsor)（実質的には現地パートナー）によって配偶者ビザを取得している（あるいは取得を予定している）女性たちであった。以下、この4名について簡潔に紹介する（いずれも仮名）。

Aさんがオーストラリアに始めてきたのは2006年であった。ワーキングホリデーメーカーとしてオーストラリアを訪れたAさんであったが、この短期ビザが切れる頃、現地で就労ビザを取得しそのままオーストラリアへ滞在することとなった。その過程で現在のパートナーと出会い永住を決意、2008年の8月に配偶者ビザ（サブクラス309、二年限定）を提出、筆者がインタビューした2010年10月には、無期限永住ビザ（サブクラス801）を取得済みであった。彼女からは実際の配偶者ビザの申請のため提出した書類一式（のコピー）を提供してもらった。これについては後に紹介する。

Bさんも2006年にワーキングホリデーとしてオーストラリアを訪れ、現地の企業に就職、学生ビザ取得などを経て、10月のインタビュー当時、2010年8月に現在のパートナーとビザを申請（サブクラス309）しその審査結果を待っているということであった<sup>3)</sup>。ちなみに彼女とパートナーの関係は事実婚（de fact）である。

Cさんの場合、大学院留学を目的にオーストラリアを訪れたのが2006年であった、2008年には現地企業に就職したがそこでリストラに遭う。しかし、その後当時既にパートナーであった男性と事実婚（de fact）として配偶者ビザを申請している。2010年のインタビュー当時は、2009年7月に配偶者ビザ（サブクラス309、二年限定）を取得した状況であった<sup>4)</sup>。

Cさんには同じ10月にもインタビューした。

Dさんは、日本で知り合ったオーストラリア人の男性と結婚して現地で暮らすことが来豪の理由であった。このため、2010年10月のインタビューでは、オーストラリアには短期滞在ビザで入国し、到着直後からパートナーが中心となって配偶者ビザを申請、現在審査を待っているという状況であった。

Dさんをのぞくいずれも、短期滞在（ワーキングホリデーや留学）でオーストラリアへやって来ている。彼女たちの当初の目的は、日本で従事していた仕事をいったん離れて休息を必要としたこと、あるいは自身のスキルアップやキャリアアップのために必要な資格の取得などがその最たる理由であった。こうした今日の日本人婚姻移住者の多くが、短期滞在を目的としてオーストラリアを訪れ、そこでパートナーを得て永住を決意するという筆者の先行研究を反映している（Hamano, 2011）。始めは短期滞在でありながら、やがて移住してしまうようなケースを「結果的移住者（consequent settler）」（Mizukami, 2006）と定義し、これ

3) 2011年6月の追跡調査では、2011年5月に審査が終了し、配偶者ビザ（2年有効のサブクラス309）を取得したとのことであった。

4) 2011年6月の追跡調査では、このテンポラリービザを取得してから間もなく2年間が過ぎるので、無期限の永住ビザ（サブクラス801, resident）の申請を予定しているとのことであった。

表2 Aさんおよびパートナーが提出した書類一覧（サブクラス 820, temporary）

分類番号	書類名	書類コード	ページ数	記入者	質問項目数	その他追加情報 <sup>(注1)</sup>
1	申請書（申請者）	47 SP	27	申請者	94	
2	申請書（パートナー）	40 SP	12	スポンサー	55	
3	人格評価諸書（申請者）	60	7	申請者	37	家族背景も含む
4	出生登録			スポンサー		戸籍とパスポートの写し*
5	所得証明			スポンサー		所得証明の写し*
6	入国記録			申請者		現在のビザの写し*
7	出生登録			申請者		原本とシドニー総領事館の英訳
8	離婚証明			申請者		原本とシドニー総領事館の英訳
9	姓変更届			申請者		原本とシドニー総領事館の英訳*
10	無犯罪証明			申請者		日本の警察発行の原本と英訳*
11	健康診断（厳封）			申請者		
12	パートナー関係の証明を記した文章		5	両名		二人の出会いから現在までの経緯、将来の計画についてそれぞれが記述（英語）
13	二人の関係を認める法的宣誓	888	4	証人	6	申請者たちの関係について、証人（二人）による宣言書（文章）宣誓者と証人のパスポートの写し*
14	関係の証明となるもの		21	両名		日付の記載された写真 21 点
15	支払い通知書			申請者		
16	共同名義の銀行口座の証明			両名		銀行の口座の履歴*
17	銀行口座の証明（個人）			両名		銀行の口座の履歴*
18	共同生活の証明 1			両名		光熱費などの請求書*
19	共同生活の証明 2			両名		共同名義の光熱費などの請求書*
20	共同生活の証明 3			両名		共同名義の自動車修理の請求書*
21	共同生活の証明 4			両名		共同名義の自動車保険の請求書*
22	共同生活の証明 5			両名		共同名義の航空券の請求書*
23	共同生活の証明 6			両名		同便の航空券*
24	共同生活の証明 7			両名		二人宛のカードや贈り物の送り状

注1：\*のついた書類はオーストラリア国内の JP（Justice of the Peace）による証明サイン付き

までの日系移民とは異なる新しい海外移住者と見なすこともできよう。さらに、女性たちが、海外経験を通して一層のスキルアップやキャリアアップの機会を求めたり、海外渡航を実行したりして国内でのキャリアを一端保留すること、これについては日本社会で女性が位置する立場（特に企業文化において）からの分析もされている（Kelsky, 2001）。

こうした婚姻移住者が、配偶者ビザの申請のために実施した具体的な手続きはいかなるものか、そのためにはどのような申請書類を、どのような条件で提出する必要があったのか。以下、Aさんの申請資料の写しをもとに検討する。

表2と表3は、Aさんから提供された配偶者ビザ申請書類の写しをまとめたものである。表2は二年間有効な配偶者ビザ（サブクラス 820, temporary）の申請の際に提出した書類の一覧、表3は、その後無期限有効の配偶者ビザ（サブクラス 801, permanent）を申請する際に提出した書類である。書類コードは、移民省のオフィスやウェブサイトなどで公式に配布

表3 Aさんおよびパートナーが提出した書類一覧（サブクラス 801, permanent）

分類番号	書類名	書類コード	ページ数	記入者	質問項目数	その他追加情報
I	サブクラス 801 ビザ取得証明		3	申請者		
II	ビザ申請チェックリスト			申請者		
III	二人の関係についての法的宣誓文			両名		各々3ページにわたる、二人のこれまでの関係を記述した文章
IV	人格評価	80	19	申請者		
V	NSW 州婚姻証明					
VI	無犯罪証明			申請者		オーストラリア連邦警察による、運転免許証の写しを添付
VII	パスポートの写し			申請者		JP による証明サイン付き
VIII	その他添付書類			両名		二人宛のカードや封筒

されている申請書類である。記入者については、申請者（この場合 A さん）とオーストラリア人のスポンサー（パートナー）、そしてその両名が記入するあるいは作成するタイプの書類がある。なお、全ての書類は英語で記入しなければならない。また英語以外の書類を提出する場合、公式な英語の翻訳を添えて提出する必要がある。この公式な翻訳については、オーストラリア政府認可の民間の通訳・翻訳サービス、あるいは政府が提供する同等のサービス、そして各国の大使館が挙げられる。また、提出する資料が原本ではなく写しの場合、居住地の JP（Justice of the Peace）によるサインが必要となる。この JP は日本では「治安判事」などと訳されるが、こうした司法権を持つ人物ではなく、依頼された書類の身元保証や内容証明を保証するために、専門職などに従事し、社会的にその身分を認められた人物であるという柔軟な解釈をするのが妥当である。項目の分類区分は、同じような資料を一つの分類番号で統合し、順番を変えるなど筆者が一部手を加えた。

配偶者ビザの申請について、DIAC は 53 ページにおよぶ冊子を準備している（DIAC, 2010 c）。この冊子には、申請者の資格や必要条件など事実婚の定義なども含め、極めて詳細に説明されている。こうした資料を熟読することで、移民省が要求する各種書類の記入方法や、それに添付する必要がある書類の入手方法（そしてその翻訳の作成）がある程度理解できる。また、こうした資料を公にしていることも移民政策を国策にしているオーストラリアならではの評価できる。全ての書類が英語で表記されているという点は、申請者にとって必ずしも容易ではない。だが、婚姻移住を含む家族移住ストリームでは、民間の「移民エージェント」にビザの申請を代行する割合が、他の移住ストリームに比べて低いという報告（DIAC, 2010 a）がある。現地の家族やパートナーの協力が期待できるのがその理由であろう。現実的にも、事実上の家族の「呼び寄せ」である家族移住ストリームで、申請者の身元引受人として「スポンサー（sponsor）」と書面上で呼称される身内の協力なしにはビザの申請は不可能である。こうした「スポンサー」の協力が不可欠な婚姻移住では、ビザ申請者の意図を越えて、スポンサーの「協力」のあり方が問題となることがある。

Aさんだけではなく他の調査協力者たち、そして筆者の過去の調査協力者の中にも、配偶者ビザの申請時、具体的な情報が公式に得られない書類があることに言及した。表2の項目番号1から11については、あらかじめ定められた企画や質問内容を満たすことが要件であり、こうした必須の提出はどれほど多くの項目を記入する必要があるとしても申請者がその要件をきちんと満たしていることを把握しながら進めることが可能である。しかし、項目番号12以降の書類、つまり「二人が夫婦関係にあることを証明する資料」は、どの情報源をあたっても、書類の必要十分条件を満たすための情報が不明確である。ここでは、法的な「婚姻証明」という「形式」以上のものを何らかの形で証明しなければならない。こうした曖昧な書類が要求するのは、客観的で具体的に示すことの困難な、申請者とパートナー（スポンサー）との「夫婦関係」である。すなわち、外国人である申請者とオーストラリア人（市民・永住者）であるパートナーの「婚姻」に等しい事実関係を示す具体的な証拠である。このことは偽装結婚による配偶者ビザの申請を防止するための方策であるのだが、その一方でその証明方法や審査基準の不明瞭な点が申請者にとって負担となる。だが分類番号12と13の書類はDIACが必須の書類として義務づけており、これらは「法的な宣言書」（Statutory Declarations）と呼ばれる書類である。具体的には以下の二つの書類が必要とされている。

- ・二人のパートナー関係の履歴について、申請者とそのスポンサーが個別に記述した書面（書類12に該当）
- ・申請者とスポンサーの関係の社会的側面について、二人がよく知る人物によって記された書面（書類13に相当）

(DIAC, 2010 c)

技術者移住ストリームでは、「ポイント制」によって、申請者が自分の資格や技能を評価する（あるいは評価される）という、一定の客観的な基準が導入されていた。また、家族移住ストリームの場合も、「家族」であることを公式な文書や、時にはDNAテストで証明することが条件であった（DIAC, 2011 a）<sup>5)</sup>。しかし、この「法的な宣誓」で要求されているのは、婚姻届による「公的な」関係性を越えた申請者とスポンサーの「私的」な関係であり、さらにその私的な関係が社会的にも承認されていなければならない。こうした条件を満たすための「証拠」として推奨されているのは、表2の書類12で二人の関係の履歴（history of your relationship）を記述することである。例えば、出会いの日時、そして二人の関係がどの

5) こうした移住ストリームでの審査基準も全く「客観的」あるいは「中立的」に審査されるわけではない。申請者の個人的、社会的背景や、あるいはその時期の移民政策などによって、恣意的な審査基準が課せられていることは明らかである。しかし、ここでは「原則」としての申請基準の客観性や恣意性について他のポイント制度などを比較して論じている。

ように発展してきたのか、結婚関係（事実婚を含む）に踏み切ったいきさつ、家庭内での関係、別居の期間と理由、そして将来の計画などである。同様に、二人の関係の証拠として記述するように求められているのが、二人の金銭関係(financial aspects)、家計の状態(the nature of households)、二人の関係の社会的文脈(social context of the relationship)、そしてお互いの役割の状態(the nature of your commitment to each other)などである。それぞれの個別の項目についても、二人の関係の履歴のように、記入すべき事柄について細かな項目が定められている。更に、書類13のように、申請者とパートナー（スポンサー）自身が申告する二人の関係についての宣言書だけではなく、こうした二人の関係が「社会的」な文脈で認知されていることを示す証拠として、「法的な宣誓書」が提出されなければならない。

しかし、オーストラリアでは婚姻関係が必ずしも法的な(de jure)婚姻関係によらない、より多様な形の「夫婦」あるいは「パートナーシップ」が社会的に認知されている。一方で、こうした書類の提出を通して、外国人である移民はこうした私的な関係性についても、一定の規範（社会的に認知されうる夫婦像）に基づいて認知される必要がある。その結果、配偶者ビザ申請の過程で、リベラルなパートナーシップを信念とする「オーストラリア市民」と、公的にも私的にも「規範的」な関係性を証明する必要性に迫られる「外国人」申請者との間に葛藤が発生する。このことには次の節で検討する。

#### 4. 婚姻移住制度のポリティクス：当事者の経験から

筆者が2010年にインタビューした4名の日本人女性は、移住エージェント、すなわちプロの代行手続きを利用していない。先ほど紹介したように、家族移住ストリームには、ビザの申請書に家族やスポンサーの協力が不可欠であることが理由であろう。Bさんのように、一度は移住エージェントの利用を検討したが、その費用があまりにも高額で、結局は自分で(自分とパートナーで)申請することになったという人もいた。Dさんのように、オーストラリアに来て間もない状況で、言語スキルや現地での生活などに不慣れな場合は、現地のスポンサーの協力を最大限に得ることは重要であろう。また、現地で就労ビザを持って仕事をしてきたようなAさんでも、法的宣言書などを数ページにわたり(しかも指定された要件を満たして)執筆することは困難を極めたという。

法的宣言書および添付書類の作成では、申請者とスポンサー以外の協力も不可欠である。表2の書類番号13が示すように、この書類は当事者たち自身で自分たちの関係についての記述ことに加え、この関係の「社会的側面」についても第三者から証言してもらう必要がある。Aさんの場合、パートナーの両親が必要な二通の書類の一通を、そしてもう一通を共通の友人に執筆してもらっている。この書類についてAさんは、二人の関係の社会的側面つまり「公的に認知された二人の私的な関係」は、身内であるパートナーの両親からの証明

だけでは不十分であると感じたため、共通の友人からもう一通添えてもらったという。この「共通の友人」による宣言書の執筆はインタビューをしたほかの女性たちにも共通であった。

Aさんの資料を見ると、提出が義務づけられている法的宣誓書に加え、書類番号14から24まで多くの添付書類を提出している。こうした書類は、二人の名前の記された郵便物や、二人の写真（記念行事や旅行、パーティなど、公的な場所において撮影された二人の写真、日付付き）などである。こうしたものを先ほど執筆した法的宣誓書に添えて提出するというアイデアについては、具体的に移民省の冊子に記されているわけではない。こうした追加情報の入手先を訪ねたところ、ソーシャル・メディアや経験者のブログなどを参考にしたという。例えば、日本を代表するソーシャル・メディアであるmixi上に主催されている国際結婚をしているあるいはする予定のある女性たちの集まる「コミュニティ」など見ると、不明瞭な必要書類についての具体的なアドバイス（トラブルの事例も含めて）が多く投稿されている。筆者が今回インタビューを実施したCさんやDさんなどは、このmixiを通して交流のある女性たちであり、すでに永住ビザの申請を完了しているAさんからの情報提供が、彼女たちを含め、多くの女性たちの間で共有されていた<sup>6)</sup>。

配偶者ビザを申請したきっかけについては、4名とも現在のオーストラリア人配偶者と同居することが最終的な目的であった。しかし、永住ビザ申請を決意した決定的な理由は、それぞれにより異なる。例えばBさんやCさんの場合は、学生ビザや就労ビザなどの短期ビザが、コース修了や突然の解雇などで失効するという事態に見舞われたことが、配偶者ビザを申請する決意を固めるきっかけになった。ただし、それ以前から二人とも現在のパートナーと一年以上共同生活を実施し、「事実婚」に近い関係を維持していた。Aさんの場合は、就労ビザを取得した段階ですでに現在のパートナーと共同生活を始めていたので、諸条件が充分に揃ってから永住ビザを申請するという段階的計画を実施した。Dさんの場合、オーストラリアに来た当初から現在のオーストラリア人パートナーとの婚姻移住が目的であった。短期ビザで来豪し、現地で配偶者ビザの申請をしている。筆者の別の調査でも(Hamano, 2011)、短期ビザの失効に伴い、婚姻による永住ビザの取得に踏み切るという事例が多く見られた。配偶者ビザの取得は、実際に法的な婚姻関係を持つと持たざるとに関わらず、現時点での二人の関係を維持する上で最良の選択として行われたという事態も多く見受

---

6) 協力者4名のいずれも国際結婚する日本人女性の必須情報源としてあげたウェブサイトがあった。このサイトは国際結婚をした女性によって運営されており、管理者だけではなく多くの情報提供者(投稿者)によって、世界各地の異なる永住ビザの申請手順と各種手続きの時系列的変化、そしてその変化に伴い生じたトラブルが網羅的に記載されている。現代日本における女性の国際結婚が、国や地域を問わずにグローバルな状況で大規模に発生しているが、移住および永住ビザの申請に際して限定的にしか得られない情報を補完するために、インターネットを使ったトランスナショナルなデータベースが構築されている。このことは筆者にとって新しい研究対象として非常に興味深いものであったが、ここでは本稿の目的を逸脱するため、これ以上の言及はとどめておく。Aさんが法的宣誓書に添付した資料についても、ここで投稿され・共有されている情報源に沿って作成したということであった。



けられる。実際に筆者がインタビューした4名の日本人女性でも、そのうち2名が「事実婚」(de fact)による永住ビザ申請であったので、必ずしも彼女たちが「結婚」や「夫婦」の形にこだわっているわけではない。もちろん、こうした婚姻形式の選択については、彼女たちのパートナーの意向が大きく影響していることは明らかである。

しかし、4名の日本人女性が結果として永住ビザを取得(あるいはその申請をほぼ完了)した一方で、中には、ビザ申請時、二人の私的な「関係」への理解を巡って彼女たちのスポンサーとの葛藤や軋轢が生じることもあった。Bさんの場合、インタビュー当時はテンポラリーの永住ビザを申請し、その結果を待っている状態であった。インタビューの際に、早く永住ビザを手に入れて就職の可能性を広げたり、あるいは国民健康保険(Medicare)を入手し安心した生活を営んだりしたいものだ、という話であった。一方、今回の永住ビザ申請についていろいろと苦労があったという。例えば、彼女のパートナーはビザ申請の手続きについてさほど協力的ではなかった。しかし、彼女の学生ビザの有効期限は間近に迫っており、最終的には彼女自身が「泣いて頼んだ」結果、ようやく書類作成に真剣に取り組んでくれたという。彼と二人で居続けることや、そのために彼女の永住ビザが必要であることを理解してくれていることに疑いは持たなかったという。しかし、たとえパートナーとの関係を二人が望むあり方で実践しようとしても、外国人である彼女にとって、配偶者ビザを取得するという「形式」以外に方法がない。二人の関係については揺るぎないはずだという信頼がある一方、他方で彼女にとって「永住ビザ」がなければ、二人の関係は近いうちに解消せざるを得ない。この差し迫った状況にも関わらず、パートナーは彼女の切迫した心境をなかなか理解してくれなかった。また彼女自身もある種の葛藤を抱え込まざるを得なかった。自分が彼に書類をやたらと要求することで、彼女が彼を永住目的で利用していると思われぬか、と疑心暗鬼に陥ったという。結局、こうした内的葛藤の結果、自分のことを体よく都合のいい女として利用しているのではないか、そうでないならば、もう少し真剣に書類作成に協力して欲しい、と感情的に訴えたという。

CさんもBさんに近い経験を経て配偶者ビザを申請している。彼女の場合、永住ビザの申請は、保持していた短期滞在ビザの期限間際であった。これについても、パートナーが書類作成に協力的ではなかったことを一番の理由として挙げた。彼女のパートナーが口にするのは、自分たちの偽りのない関係を「永住ビザ」という書類によって(あるいは正式な婚姻関係によって)証明するのは、二人の真の関係に対する偽りではないか、といういい訳だった。すなわち、二人の関係を書類という公的な「形式」にゆだねて明らかにしようとすることは、二人の親密な関係に無用と感じていたことである。Cさんは、彼女のパートナーがどのように二人の関係を真剣に考えていることに感謝する一方、Bさんのように、結局はビザ一枚にその運命がゆだねられているという事態をパートナーが理解してくれない(あるいは理解できない)ことにいらだちを感じたという。

BさんやCさん、彼女たちのパートナーであるオーストラリア人にとっては、形式によって二人の純粋な関係性を保証することが重要だとはあまり考えていなかった。あるいは彼女たちがそれをせかそうとすると、Bさんが思わず想像してしまったように、彼らはオーストラリアに永住するために自分たちの関係が利用されていると邪推することがあったのかもしれない。しかし、そのような形式的な書類で二人の将来を決定される立場にある彼女たちにとって、パートナーに邪推を催す行為であっても「配偶者ビザ」を取得することが必要である。現代のオーストラリアは、夫婦のあり方について極めてリベラルな態度を見せている。ただし、こうしたカップルが国籍（市民権）の違いを乗り越えて成立するためには、あくまでもオーストラリアの民法が定める範囲内であるということが原則となっている。夫婦という私的で親密な関係に、ビザの発給という形で公的な権力が介する、このことが婚姻移住における配偶者ビザ申請の過程からうかがえる。

しかし、婚姻移住者は両義的な立場におかれている。外国人である一方、オーストラリア人の配偶者、すなわち身内なのである。こうした婚姻移住者の両義性は、オーストラリア、あるいは他の受け入れ国にとっても、国民あるいは外国人の二つの領域のどちらかに容易に定義付けできない立場であることを示す。それ故、オーストラリアでは、配偶者ビザ申請にたいして厳格な審査を要求しながらも、通常の移民政策とは異なり、申請者には定数制限が適用されない。また、入国と永住の資格をアセスメントするためには、数値化して客観的に判断できるような基準のみを適用できず、規範的な夫婦「関係」の証明にその判断をゆだねざるを得ない。

## 5. ま と め

グローバル化は、人・物・情報の移動を加速的に増大させるが、その出入りを管理し、統轄する機関としての国家のプレゼンスはいまだに衰えることがない。あるいは、これまでに以上にその役割と機能を先鋭化させている。全ての人間はいずれかの国家に属する「国民」であることが前提となっているからこそ、そうした資格を剥奪された難民や亡命者の例外的な立場が、深刻な問題となる。婚姻移住者たちがとりわけ興味深いのは、彼らや彼女らの国家への帰属あるいは所属の両義性である。近代国家とは「例外状態」を作り出す権力である（アガンベン 2003, 2007）。すなわち「国民」を定義・保護するだけでなく、誰が「国民」に該当しないのかも決定する権能である。国内においても「例外的」な条件を付与され、国民と等しく扱われることのない周辺化された対象を決定することも可能である（Ong, 2006）。今回の調査対象とした婚姻移住者は、こうした国家の権能をゆるがせにする両義的な存在である。一方で婚姻移住は「外国人」としての条件を課され、そのための入国審査の対象とされる。他方では、受け入れ国の国民の家族（すなわち配偶者）として、彼ら国民と

の私的な関わりにおいて異なる入国手続きを踏む。こうした国民との「私的な関係」あるいは「夫婦関係」において、この外国人である婚姻移住者はある特殊な移住者グループとみなされている。

国家の管理機構や権能をゆるがせにする存在としては「トランスナショナリズム」(Glick Schiller, 2005; Vertovec, 2009)などの越境的な生活空間を構築する人々について言及されることが多かったが、こうした婚姻移住者たちも、このトランスナショナルな移住者たちとはまた別の文脈で国境とそれを定める国家の権能を脱構築する興味深い対象ではないか。

最後に、本調査から発展した今後の重要課題について述べる。グローバル化が進み、人の移動が加速する中 (Castles & Miller, 2003)、国際結婚等女性たちの国際移動は、グローバル化の中で展開する人の移動を描くための事例としての重要な研究対象となっている (Constable, 2005)。こうした研究は、貧困からの脱出あるいは途上国の女性の搾取という側面を問題の中心として論じている場合が多い (Ehrenreich & Hochschild, 2002; Piper & Roces, 2003)。こうした女性たちが移住先で直面する社会的な不平等についても多くの事例的研究が進んでいる (Benhabib & Resnik, 2009; Palriwala & Uberoi, 2008; Stasiulis & Yuval-Davis, 1995)。一方で、グローバルな世界で自らの生きる道を切り開く一つの実践として、女性の国際移動に注目するような研究もある (Kelsky, 2001; 酒井, 2001; 北村, 2009)。こうした女性の国際移動が、当然ながら国際結婚を著しく増加させている。そこで今後重要な問題になるのは「国際離婚」(松尾, 2005)とそれに付随する国際舞台での親権問題などであろう。現在、日本でも国際結婚数は増加しているが、一方で婚姻関係を解消した国際カップル(日本人と外国籍の元配偶者)との間で、子どもの親権争いが増加傾向にある (The Economist, 2012; Netter & Boudreau, 2011)。あるいは、こうした親権問題が片親の一方的な「連れ去り」という形で国際問題化しつつある (ジョーンズ, 2011; 西谷, 2011; 大谷, et al., 2011)<sup>7)</sup>。

日本政府はこうした問題の解決にあたり、国際的な子どもの引き渡しに関する条約(ハーグ条約)の批准を検討していたにもかかわらず、2012年末には条約の批准を決定するための法案が国会で審議未了のため廃案となった。国際的なレベルでの離婚調停や親権問題は、国家主権や市民権などについて未解決の点を描き出すことになるだろう。しかし、日本を含めて世界的な規模で増加しつつあるこの問題について、法制度の不全や、その他の問題の所在を明らかにすることが、今後の重要な課題として残されている。

7) オーストラリアでも、国際離婚の後に親により海外に「連れ去られる」子どもの問題が深刻化している。オーストラリア国営放送局(ABC)は、日本人女性による子どもの「連れ去り」をとりあげた番組を報道している (Australian Broadcasting Corporation, 2012)。

## 参考文献

- Australian Broadcasting Corporation. (May 22 2012) *Sayonara Baby. Foreign Correspondent*.
- Benhabib, Seyla, & Resnik, Judith (eds.). (2009). *Migrations and Mobilities : Citizenship, Borders, and Gender*. New York : New York University Press.
- Castles, Stephen, & Miller, Mark J. (2003). *The Age of Migration : International Population Movements in the Modern World*. Hampshire ; New York : Palgrave Macmillan.
- Constable, Nicole (ed.). (2005). *Cross-Border Marriages : Gender and Mobility in Transnational Asia*. Philadelphia : University of Pennsylvania Press.
- Department of Immigration and Citizenship. (2007 a). Australian Immigration Fact Sheet 29. Overview of Family Stream Migration. Retrieved June 6, 2007, from [http : //www.immi.gov.au/media/fact-sheets/29/overview\\_family.htm](http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/29/overview_family.htm)
- . (2007 b). Immigration to Australia during the 20th Century : Historical Impacts on Immigration Intake, Population Size and Population Composition. 7. Retrieved from [http : //www.immi.gov.au/media/publications/statistics/federation/timeline1.pdf](http://www.immi.gov.au/media/publications/statistics/federation/timeline1.pdf)
- . (2008). Community Information Summary. Retrieved 15 July, 2008, from [http : //www.immi.gov.au/media/publications/statistics/comm-summ/summary.htm](http://www.immi.gov.au/media/publications/statistics/comm-summ/summary.htm)
- . (2009). Legislative Changes for Same-sex Relationships : General Information-Questions and Answers. Retrieved February 20, 2011, from [http : //www.immi.gov.au/legislation/key-changes/\\_pdf/same-sex-general-information.pdf](http://www.immi.gov.au/legislation/key-changes/_pdf/same-sex-general-information.pdf)
- . (2010 a). Australian Immigration Fact Sheet 3 – The Department of Immigration and Citizenship. Retrieved February 20, 2011, from [http : //www.immi.gov.au/media/fact-sheets/03department.htm](http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/03department.htm)
- . (2010 b). Australian Immigration Fact Sheet 21 – Managing the Migration Program. Retrieved February 20, 2011, from [http : //www.immi.gov.au/media/fact-sheets/21managing.htm](http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/21managing.htm)
- . (2010 c). Partner Migration Available from [http : //www.immi.gov.au/allforms/booklets/1127.pdf](http://www.immi.gov.au/allforms/booklets/1127.pdf)
- . (2011 a). Australian Immigration Fact Sheet 23 – DNA Testing. Retrieved February 20, 2011, from [http : //www.immi.gov.au/media/fact-sheets/23dna.htm](http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/23dna.htm)
- . (2011 b). Settlement Reporting. Retrieved March 29, 2012, from [http : //www.immi.gov.au/settlement/](http://www.immi.gov.au/settlement/)
- Ehrenreich, Barbara, & Hochschild, Arlie Russell (eds.). (2002). *Global Woman : Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*. New York : Holt Paperbacks.
- Funaki, Shinsuke. (2010). Multicultural Social Work and Ethnic Identity Positioning : A Case Study of Social Welfare Activities of Japanese Community Organizations in Australia. *Asia Pacific Journal of Social Work*, 20 (1), 5–15.
- Glick Schiller, Nina. (2005). Transnational Social Fields and Imperialism : Bringing a Theory of Power to Transnational Studies. *Anthropological Theory*, 5 (4), 439–461.
- Hamano, Takeshi. (2007). Authorising Nikkei (Overseas Japanese) Identity in Two Different Times, Different Manners and Different Contexts : The Porosity of Diasporic Japanese Identity in Australia within the Locale. In S. Luckman, J. Cook & D. Murtic (Eds.), *Annual Conference of the Cultural Studies Association of Australia* (pp.1–13). Adelaide : University of South Australia.
- . (2010). *Searching Better Lifestyle in Migration : The Case of Contemporary Japanese Migrants in Australia*. Saarbrücken : Lambert Academic Publishing.
- . (2011). *Japanese Women Marriage Migrants Today : Negotiating Gender, Identity and Community in Search of a New Lifestyle in Western Sydney*. Unpublished PhD Thesis, The University of Western Sydney, Penrith, NSW.
- Kelsky, Karen. (2001). *Women on the Verge : Japanese Women, Western Dreams*. Durham : Duke University Press.
- Mizukami, Tetsuo. (2006). *The Sojourner Community : Japanese Migration and Residency in Australia*. Amsterdam : Brill.

- Netter, Sarah, & Boudreau, Abbie. (December 2 2011) Abducted to Japan : Hundreds of American Children Taken, Not One Returned. retrieved from <http://abcnews.go.com/International/abducted-japan-hundreds-american-children-returned/story?id=12898351&page=1>
- Ong, Aihwa. (2006). *Neoliberalism as Exception : Mutations in Citizenship and Sovereignty*. Durham : Duke University Press.
- Palriwala, Rajni, & Uberoi, Patricia. (2008). Exploring the Links : Gender Issues in Marriage and Migration. In R. Palriwala & P. Uberoi (Eds.), *Marriage, Migration and Gender* (pp.23–60). New Delhi : SAGE Publications.
- Piper, Nicola, & Roces, Mina. (2003). *Wife or Worker? : Asian Women and Migration*. Lanham : Rowman & Littlefield.
- Stasiulis, Daiva, & Yuval-Davis, Nira (Eds.). (1995). *Unsettling Settler Societies : Articulations of Gender, Race, Ethnicity and Class*. London ; Thousand Oaks ; New Delhi : SAGE Publications.
- The Economist. (2012). Child-Snatchers : A Dark Side to Family Life in Japan. Retrieved January 21, 2012, from <http://www.economist.com/node/21543193>
- Vertovec, Steven. (2009). *Transnationalism*. London and New York : Routledge.
- アガンベン, ジョルジョ. (2003). 『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』. 以文社.
- . (2007). 『例外状態』. 未來社.
- 大谷美紀子, 相原佳子, 磯谷文昭. (2011). ハーグ条約「担保法」検討のための基本的視点. <http://www.moj.go.jp/content/000076995.pdf> (2012年8月31日閲覧)
- 外務省. (2009). 『海外在留法人数調査統計』. 外務省.
- 北村文. (2009). 『日本女性はどこにいるのか イメージとアイデンティティの政治』. 勁草書房.
- (財)自治体国際化協会シドニー事務所. (2011). 『オーストラリア多文化主義政策交流プログラム 2011 報告書』. シドニー : (財)自治体国際化協会シドニー事務所.
- 酒井千絵. (2001). ナショナル・バウンダリーにおける交渉 : 香港で働く日本人の語りから. 『社会学評論』, 207, (pp.314–330).
- ジョーンズ, コリン P. A. (2011). 『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』. 平凡社.
- 西谷祐子. (2011). 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の調査研究報告書. <http://www.moj.go.jp/content/000076994.pdf> (2011年9月6日閲覧)
- 濱野健. (2011). 海外移住と両義的なジェンダーアイデンティティ : オーストラリアの日本人女性婚姻移住者と彼女たちの文化交渉からの考察. 荒武賢一郎, 池田智恵 (編), 『関西大学文化交渉学教育研究拠点 次世代国際学術フォーラム第3輯 文化交渉における画期と創造 - 歴史世界と現代を通じて考える』 (pp.270–303). 関西大学文化交渉学教育研究拠点.
- 松尾寿子. (2005). 『国際離婚』. 集英社.